

個人型年金加入申出書(第2号被保険者(65歳以上75歳未満)新規・継続加入用) 1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の☑にはレ点をご記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
フリガナ ネンキン イチロウ
氏名 年金 一郎
基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
生年月日 ☑昭和5 年 月 日 ☑平成7 3 1 1 0 0 6 性別 ☑男1 ☑女2
フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル
住所 〒123-4567 東京都●●区△△1-23-456 □□ビル 連絡先電話番号 (12) 3456-7890

2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにレ点をご記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
第2号被保険者(共済組合員を除く会社員等)
☑65歳以上70歳未満 ☑70歳以上75歳未満
共済組合員(国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者)
☑65歳以上70歳未満 ☑70歳以上75歳未満

3. 掛金の納付方法
☑事業主払込1 ☑個人払込2

4. 掛金引落口座情報 「個人払込」の場合は加入申出者をご記入ください。「事業主払込」の場合、事業所内において事業主払込の加入者は今回が初めてである、又は、口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない、もしくは不明であるときは、事業主でご記入ください。継続加入かつ口座変更を希望されない場合、掛金引落口座情報のご記入は不要です。口座変更を希望される場合のみ、ご記入ください。
フリガナ ネンキン イチロウ
口座名義人 個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可 年金 一郎
金融機関 届出印 2枚目に金融機関届出印を押印してください

☑ゆうちょ銀行以外の金融機関1 どちらかを選択してください ☑ゆうちょ銀行2
金融機関名 ○○ 銀行 ☑ 信連 ☑ 信金 労働 ☑ 農協 ☑ 信組
支店名 ☑本店 ☑支店(支所) ☑出張所
預金種別 ☑普通1 ☑当座2 口座番号(右詰め) 1 2 3 4 5 6 7
種目コード 166 契約種別コード 30
通帳記号 通帳番号(右詰め)

5. 掛金額区分 継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。
☑掛金を下記の毎月定額で納付します。0 ☑納付月と金額を指定して納付します。1
毎月掛金額 20千 0 0 0 円
別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

6. 現在のお勤め先(事業所情報)
登録事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 登録事業所名称 フリガナ マルマル(カ) ○○株式会社
企業年金制度等の加入状況 10

7. 給付金・年金の受給状況について
☑iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ☑老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない。

【65歳以上70歳未満の方はご記入ください】
8. 公的年金の受給権有無 ☑公的年金の受給権を有していません。
9. 「8.公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。
☑被保険者記録照会回答票 提出時に添付をお願いします。 ☑戸籍の附票の写し 提出時に添付をお願いします。

【70歳以上75歳未満の方はご記入ください】
10. 厚生年金高齢任意加入状況について
☑厚生年金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者です。

受付金融機関および国民年金基金連合会使用欄
受付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)○○銀行
運用関連運営管理機関 1 2 3 4 5 6 7 (株)○○銀行
記録関連運営管理機関 7 6 5 4 3 2 1 △△キーピング(株)
各種届書・添付書類 受付金融機関確認 国民年金基金連合会
預金口座振替依頼書 K-002 ☑あり ☑なし
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030 ☑あり ☑なし
加入者等運営管理機関変更届 K-004 ☑あり ☑なし
個人別管理資産移換依頼書 K-003 ☑あり ☑なし
事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 K-101A ☑あり ☑なし
第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用) K-101B ☑あり ☑なし
被保険者記録照会回答票 ☑あり ☑なし
戸籍の附票の写し ☑あり ☑なし
令和 年 月 日
新規加入を希望するケース
様式第 K-002号(2022.05)

個人型年金加入申出書(第2号被保険者(65歳以上75歳未満)新規・継続加入用) 1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の☑にはレ点をご記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
フリガナ ネンキン イチロウ
氏名 年金 一郎
基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
生年月日 ☑昭和5 年 ☑平成7 月 3 2 1 0 0 6 日 性別 ☑男1 ☑女2
フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル
住所 〒123-4567 東京都●●区△△1-23-456 □□ビル 連絡先電話番号 (12) 3456-7890

2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにレ点をご記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
第2号被保険者(共済組合員を除く会社員等)
☑65歳以上70歳未満 ☑70歳以上75歳未満
共済組合員(国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者)
☑65歳以上70歳未満 ☑70歳以上75歳未満

3. 掛金の納付方法
☑事業主払込1 ☑個人払込2

4. 掛金引落口座情報 「個人払込」の場合は加入申出者をご記入ください。「事業主払込」の場合、事業所内において事業主払込の加入者は今回が初めてである、又は、口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない、もしくは不明であるときは、事業主でご記入ください。継続加入かつ口座変更を希望されない場合、掛金引落口座情報のご記入は不要です。口座変更を希望される場合のみ、ご記入ください。
口座名義人 フリガナ
個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可
金融機関 届出印 2枚目に金融機関届出印を押印してください
☑ゆうちょ銀行以外の金融機関1 どちらかを選択してください ☑ゆうちょ銀行2
金融機関名 ☑銀行 ☑労金 ☑信連 ☑農協 ☑信金 ☑信組 金融機関コード
種目コード 166 契約種別コード 30
支店名 ☑本店 ☑支店(支所) ☑出張所 支店コード
通帳記号 通帳番号(右詰め)
預金種別 ☑普通1 ☑当座2 口座番号(右詰め)

5. 掛金額区分 継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。
☑掛金を下記の毎月定額で納付します。0 ☑納付月と金額を指定して納付します。1
毎月掛金額 20千 000円
別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

6. 現在のお勤め先(事業所情報)
登録事業所番号 12345678 登録事業所名称 フリガナ マルマル(カ) ○○株式会社
企業年金制度等の加入状況 10

7. 給付金・年金の受給状況について
☑iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ☑老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない。

【65歳以上70歳未満の方はご記入ください】
8. 公的年金の受給権有無
☑公的年金の受給権を有していません。
9. 「8.公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。
☑被保険者記録照会回答票 提出時に添付をお願いします。 ☑戸籍の附票の写し 提出時に添付をお願いします。

【70歳以上75歳未満の方はご記入ください】
10. 厚生年金高齢任意加入状況について
☑厚生年金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者です。

交付金融機関および国民年金基金連合会使用欄
交付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)○○銀行
運用関連運営管理機関 1 2 3 4 5 6 7 (株)○○銀行
記録関連運営管理機関 7 6 5 4 3 2 1 △△キーピング(株)
各種届書・添付書類 交付金融機関確認 国民年金基金連合会
預金口座振替依頼書 K-002 ☑あり ☑なし
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030 ☑あり ☑なし
加入者等運営管理機関変更届 K-004 ☑あり ☑なし
個人別管理資産移換依頼書 K-003 ☑あり ☑なし
事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 K-101A ☑あり ☑なし
第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用) K-101B ☑あり ☑なし
被保険者記録照会回答票 ☑あり ☑なし
戸籍の附票の写し ☑あり ☑なし
令和 年 月 日
継続加入を希望するケース(口座変更なし)
様式第 K-002号(2022.05)

## ＜注意事項＞

- この申出書は、65歳以上75歳未満の第2号被保険者の方で公的老齢年金の受給権を有しない方が、個人型年金に新規加入、再加入、継続加入するための書類です。
- 新規加入または再加入の第2号被保険者の方（共済組合員を除く）  
この申出書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A1号）」の添付が必須です。
- 新規加入または再加入の共済組合員の方  
この申出書の提出には、「第2号加入者に係る事業主証明書(共済組合員用)（K-101B号）」の添付が必須です。
- 継続加入の第2号被保険者の方（共済組合員を除く）  
継続加入時に事業所の変更があった場合、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A1号）」の添付が必須です。
- 継続加入の共済組合員の方  
継続加入時に事業所の変更があった場合、「第2号加入者に係る事業主証明書(共済組合員用)（K-101B号）」の添付が必須です。
- 65歳以上70歳未満の方  
この申出書の提出には、「被保険者記録照会回答票」(※)及び「戸籍の附票の写し」の添付が必須です。  
※お近くの年金事務所等で取得可能です。  
詳しくはお近くの年金事務所等にご相談ください。  
また、日本年金機構がサービス提供する「ねんきんネット」を通じて取得することも可能です。  
詳細については、日本年金機構ホームページをご確認ください。
- 継続加入申出者の方は、金融機関等に申出書を提出するタイミングによって年齢到達月の翌月の引落は行われず、翌々月に2ヵ月分の引落が行われる場合や、掛金を拠出できない期間が生じることがあります。  
(詳細は受付金融機関にご確認ください。)
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。  
(選択肢は、該当する口にレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 既に個人型年金の運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関を、この申出書で指定する場合は、「加入者等運営管理機関変更届（K-004号）」を合わせて提出してください。  
(運営管理機関の複数指定は不可。また、運営管理機関を変更される場合は、一度資産が現金化されます。)
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。

## ＜注意事項＞

- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。  
また、以下に該当する方は、個人型年金に加入できません。
  - ・加入者向けWEBサイトに登録されている「企業年金等の加入状況」が事業主証明書の内容と相違する場合。
  - ・企業年金等に加入していない場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型年金の掛金額」（5,000円以上）の合計が55,000円を超過している場合。
  - ・企業年金等に加入している場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型年金の掛金額」（5,000円以上）の合計が27,500円を超過している場合。
  - ・企業型確定拠出年金において、マッチング拠出を選択している場合。
  - ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
  - ・事業主掛金額が35,000円以上（企業年金等に加入していない場合）  
個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
  - ・事業主掛金額が15,500円以上（企業年金等に加入している場合）  
個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」(注) いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。
- 加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。

## 1.申出者

## ○申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

## ○基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

## ○住所(漢字)

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

## ○連絡先電話番号

- ・日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

## 2.被保険者の種別

該当する□にレ点を記入してください。

- 第2号被保険者の方(65歳以上70歳未満)  
65歳以上70歳未満の会社員など、厚生年金適用事業所に勤めている方。
- 第2号被保険者の方(70歳以上75歳未満)  
70歳以上の厚生年金高齢任意加入被保険者（任意で厚生年金に加入している者）
- 共済組合員の方(65歳以上70歳未満)  
65歳以上70歳未満の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の共済組合員の方。
- 共済組合員の方(70歳以上75歳未満)  
70歳以上の共済組合員の方。

## 3.掛金の納付方法（※第2号被保険者の方(共済組合員を除く)、共済組合員の方のみ、ご記入ください。）

- 第2号被保険者の方(共済組合員を除く)  
「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主証明書（K-101A1号）」の「8.掛金の納付方法」項目と同じ方法の□にレ点を記入してください。
  - ◇「個人払込」を選択する方  
申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印（○枚目）を記入・押印してください。
  - ◇「事業主払込」を選択する方
    - ・以下のいずれかに該当する場合は「掛金引落口座情報」、「金融機関届出印（○枚目）」の記入・押印を事業主に依頼してください。
      1. 事業所内において事業主払込の加入者は今回が初めてである
      2. 口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない
      3. 口座から直近12ヵ月以内に引落実績があるか不明である
    - ・事業所内において事業主払込の加入者が既におり、且つ、口座から直近12ヵ月以内に引落実績のある場合は、「掛金引落口座情報」の記入は不要です。
- 共済組合員の方  
「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)（K-101B号）」の「8.掛金の納付方法」項目と同じ方法の□にレ点を記入してください。
  - ◇「個人払込」を選択する方  
申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印（○枚目）を記入・押印してください。
  - ◇共済組合員の方で、「事業主払込」を選択する方  
「4.掛金引落口座情報」欄の記入・押印は不要です。

## 4.掛金引落口座情報

（継続加入かつ口座変更を希望されない場合、掛金引落口座情報のご記入は不要です。口座変更を希望される場合のみ、ご記入ください。）

- ・掛金引落口座情報は、受付金融機関による代理訂正は不可となる項目です。
- ・申出者による訂正印は、金融機関届出印を押印ください。

○口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

◇第2号被保険者(共済組合員を除く)、または共済組合員で「個人払込」を選択した方  
掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。（屋号付きは不可。）

◇第2号被保険者(共済組合員を除く)で「事業主払込」を選択した方  
掛金引落口座は事業主名義の口座に限ります。

○金融機関届出印

- ・2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出をしている印鑑を押印してください。
- ・2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印してください。（金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要はありません。）

印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取扱いは、各金融機関にご確認ください。金融機関の取扱いと異なっていた場合、掛金の引き落としができず、その分を追納する制度はありません。（※金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をした場合は、押印欄に「生体認証等方式」とご記入ください。）

○1. ゆうちょ銀行以外の金融機関

- ・掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・金融機関名、本店・支店名を記入してください。

◇預金種別

該当する預金種別の□にレ点を記入してください。

◇口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

○2. ゆうちょ銀行

- ・掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

## 5.掛金額区分

- ・掛金の納付は「掛金を下記の毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」のいずれかの□にレ点を記入してください。ただし、11月に加入を申出の場合は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。必ず「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選択してください。（11月に加入を申し出る方で、納付月と金額を指定して納付を希望する場合、毎月定額納付として一度お手続きいただき、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、「加入者掛金額変更届（K-009号）」と「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」をあわせて提出してください。）
- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」をあわせて提出してください。（企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。）

○毎月の掛金額

- ・掛金を毎月定額で指定する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定して下さい。

◇第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

- ①拠出限度額：23,000円  
00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）
- ②拠出限度額：20,000円  
10：企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円-事業主掛金額 例)55,000円-50,000円=5,000円

- ③拠出限度額：12,000円  
11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金  
12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金  
13：厚生年金基金  
14：確定給付企業年金  
15：石炭鉱業年金基金  
16：企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例)27,500円-20,000円=7,000円

◇共済組合員の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

- ①拠出限度額：12,000円  
50：国家公務員共済組合員（長期）  
51：地方公務員共済組合員（長期）  
52：私立学校教職員共済制度（長期）  
53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度（長期）

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例)27,500円-20,000円=7,000円

6.現在のお勤め先(事業所の情報) (※第2号被保険者の方(共済組合員を除く)、共済組合員の方のみ、ご記入ください。)

○第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

- ◇登録事業所番号、登録事業所名称
- ・「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A1号)」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。
  - ・なお、「登録事業所番号」について、勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や不明である場合は空欄でも構いません。  
(空欄であった場合は、国民年金基金連合会より問合せさせて頂くことがあります。)  
電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号がない場合や不明な場合、紙による加入申出書と事業所登録申請書により申請してください。
- ◇企業年金制度等の加入状況
- 「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A1号)」の「5.企業年金制度等の加入状況」で確認してください。

○共済組合員の方

- ◇登録事業所番号、登録事業所名称
- 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。
- ◇企業年金制度等の加入状況
- 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」の「5.企業年金制度等の加入状況」で確認してください。

7.給付金・年金の受給状況について

- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給したことがある方は加入できません。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給している方は加入できません。

8.公的年金の受給権有無(第2号被保険者の方(65歳以上70歳未満)のみ、ご記入ください。)

- ・公的年金の受給権を有しない方は、□にレ点を記入してください。
- ・公的年金の受給権を有する方は加入できません。

○公的年金の受給権は、保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が一定年数以上(老齢基礎年金であれば10年間)必要です。国民年金だけでなく、厚生年金、共済組合の加入期間もすべて含まれます。また、年金額には反映されない合算対象期間や保険料が免除された期間も含まれます。

9.「8. 公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。

○被保険者記録照会回答票  
お近くの年金事務所等で取得可能です。詳しくはお近くの年金事務所等にご相談ください。  
また、日本年金機構がサービス提供する「ねんきんネット」を通じて取得することも可能です。  
詳細については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

○戸籍の附票の写し  
本籍地のある市区町村で取得可能です。戸籍の附票の写しの請求方法には、窓口交付や郵送交付等があります。詳しくは本籍地のある市区町村にご相談ください。

10. 厚生年金高齢任意加入状況について(第2号被保険者の方(70歳以上75歳未満)のみ、ご記入ください。)

- ・公的年金の受給権を有しない厚生年金高齢任意加入被保険者(任意で厚生年金に加入している者)の方は、記入してください。
- ・厚生年金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者の方は□にレ点を記入してください。  
(任意加入の手続き中、または手続き予定である場合も申出はできますが、任意加入被保険者であることが確認できない場合は、個人型年金加入の承認が取り消される場合があります。  
また、任意加入被保険者の資格がない期間に拠出していた掛金は還付(返還)となります。)